

佐賀県告示第 124 号

家畜商法等の施行に関する要綱（昭和37年佐賀県告示第137号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月10日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(申請書の添付書類)</p> <p>第2条 略</p> <p>(家畜商名簿の様式)</p> <p>第3条 <u>法第5条の規定による家畜商名簿の様式は、別記様式第4号のとおりとする。</u></p> <p>様式第3号</p> <p>(表)</p> <p>略</p> <p>(裏)</p> <p>家畜商法(昭和24年法律第208号)抜すい</p> <p>第4条 前条第2項各号のいずれかに該当する者であっても、次の各号のいずれかに該当する者には、同条第1項の免許を与えない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)若しくは家畜取引法(昭和31年法律第123号)に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日</u></p>	<p>(申請書の添付書類)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(精神障害の届出)</u></p> <p>第3条 <u>省令第3条の3の規定による届出の様式は、別記様式第4号のとおりとする。</u></p> <p>(家畜商名簿の様式)</p> <p>第4条 法第5条の家畜商名簿の様式は、<u>別記様式第5号のとおりとする。</u></p> <p>様式第3号</p> <p>(表)</p> <p>略</p> <p>(裏)</p> <p>家畜商法(昭和24年法律第208号)抜すい</p> <p>第4条 前条第2項各号のいずれかに該当する者であっても、次の各号のいずれかに該当する者には、同条第1項の免許を与えない。</p> <p>(1) <u>心身の故障により家畜の取引の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者</u></p> <p>(2) <u>禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)若しくは家畜取引法(昭和31年法律第123号)に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けないことが確定した日から2年を経過しない</u></p>

改正前	改正後
<p>又は執行を受けないことが確定した日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 第7条第1項又は第2項の規定による免許の取消し(家畜商からの申請によるものを除く。)があった日から2年を経過しない者。ただし、<u>本条第1号</u>に該当するため取り消された者であって同号に該当しなくなったものを除く。</p> <p>(4) 家畜の取引の業務を<u>行なう</u>事業所を2以上設ける者であって、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する当該業務に従事する者の<u>すべて</u>が前条第2項第1号に該当する者でないもの</p> <p>(5) その家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者を置く者であって、その者の当該業務に従事する前条第2項第1号に該当する者の<u>すべて</u>(当該業務を<u>行なう</u>事業所を2以上設ける者にあつては、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する同号に該当する者の<u>すべて</u>)が第1号から第3号までのいずれかに該当するもの</p>	<p>者</p> <p>(3) 第7条第1項又は第2項の規定による免許の取消し(家畜商からの申請によるものを除く。)があった日から2年を経過しない者。ただし、<u>第1号</u>に該当するため取り消された者であって同号に該当しなくなったものを除く。</p> <p>(4) 家畜の取引の業務を<u>行う</u>事業所を2以上設ける者であって、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する当該業務に従事する者の<u>全て</u>が前条第2項第1号に該当する者でないもの</p> <p>(5) その家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者を置く者であって、その者の当該業務に従事する前条第2項第1号に該当する者の<u>全て</u>(当該業務を<u>行う</u>事業所を2以上設ける者にあつては、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する同号に該当する者の<u>全て</u>)が第1号から第3号までのいずれかに該当するもの</p>

別記様式第4号を別記様式第5号とし、別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

佐賀県知事 様

住 所
届出者の氏名
本人との続柄

家畜商法施行規則第3条の3の規定に係る届出書

下記の者は、精神の機能の障害により家畜の取引の業務の継続が著しく困難な状態となったので、関係書類を添え、家畜商法施行規則第3条の3の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 氏 名 ふりがな
- 2 生年月日
- 3 登録番号
- 4 登録年月日
- 5 その他

注 病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付してください。

附 則

この告示は、令和元年12月14日から施行する。